

議 第 1 号

こども誰でも通園制度の安定的な運用の
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

議長名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、これまでにも一部の自治体では試行的事業が行われてきた。

保護者等からは、子どもの成長・発達を実感する声が上がる一方で、人材確保の厳しさや、限られた時間の中で、豊かな幼児教育・保育を実践することの難しさが浮き彫りとなるなど、来年度からの全自治体での実施に向けては、様々な課題への対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こども誰でも通園制度の安定的な運用により、子どもの良質な成育環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 職員配置及び設備基準を満たすための十分な財政措置等を講ずること。
- 2 保育士が不足している現状を踏まえ、制度の導入に当たっては、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対策を実施すること。
- 3 乳幼児数や地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について、市町村の実情に応じた取組を進め、国の上限時間以上に実施する場合の財政措置を検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。
- 5 制度の活用を図るため、利用者の更なる負担軽減を検討すること。
- 6 全国一律実施については、試行及び準備段階において自治体によっては環境が十分整っているとは言い難い現状を踏まえ、十分な経過措置を設けるなど、柔軟な対応を図るとともに、安定的な導入への支援策を講じること。